

令和3年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における人口減少や少子化対策の強化を図るため、新規に婚姻し生活基盤を専ら町内に置く世帯に対し、予算の範囲内で住居費及び引越費用の一部を補助することについて、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和44年規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間(以下「対象期間」という。)に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻に伴い、賃貸住宅を賃借する際に要する費用で、住宅の賃料(1箇月分に限る。)、敷金、礼金、仲介手数料及び共益費(1箇月分に限る。)をいう。ただし、新婚世帯の勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当の支給額を控除するものとする。
- (3) 引越費用 前号の住居に引越する際に要した費用のうち、補助金申請時まで引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が川西町内にあること。
- (2) 夫婦がともに川西町に住民登録を有し、申請時に夫婦双方の住民票の住所が対象の住居となっていること。
- (3) 夫婦の双方又は一方が、対象期間に川西町外から転入していること。
- (4) 婚姻時に夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (5) 直近の所得証明書に基づく夫婦の所得額の合算額が400万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれに掲げる計算方法により算出した額とする。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については所得なしとして夫婦の所得を算出する。
 - イ 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与額奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- (8) 町税及び町に対し納入義務を有する納入金の滞納がないこと。

- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (11) 本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、対象期間の住居費と引越費用の合計額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（全部事項証明）
- (2) 住民票の写し（世帯全員のもの）
- (3) 所得証明書（直近の夫婦のもの）
- (4) 納税証明書（直近の夫婦のもの）
- (5) 離職した年月日がわかる書類（婚姻を機に離職した場合）
- (6) 貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（返済している場合、全員分）
- (7) 入居対象となる賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (8) 住宅手当の受給額がわかる書類（給与所得者全員分）
- (9) 住居費の領収書の写し
- (10) 引越費用の領収書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、規則第5条第1項の規定にかかわらずその内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、令和3年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その結果を通知するものとする。

（交付申請の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項の内容に変更が生じた場合は、速やかに、令和3年度川西町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に第5条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受領しその内容を承認したときは、令和3年度川西町結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その結果を

通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助対象者は、第6条又は前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに令和3年度川西町結婚新生活支援事業費補助金交付請求書(様式第5号)に交付を受ける通帳の写しを添付し提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による請求があったときは、規則第13条に規定する実績報告とみなし、その内容を審査し、適当と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度川西町結婚新生活支援事業費補助金額の確定通知書(様式第6号)により、その結果を通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正の申請を行ったと認められたときは、交付決定を取り消し交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(報告)

第11条 町長は、必要があると認めたときは、補助対象者に対して報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。